

○大府市スポーツ栄誉賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市表彰条例（昭和48年大府市条例第1号）第3条第2号に該当する者のうち、スポーツの分野における国際的な活躍を通じて、市民に明るい希望を与える等その功績が特に顕著なものに対して、大府市スポーツ栄誉賞表彰（以下「スポーツ栄誉賞」という。）を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 スポーツ栄誉賞を受けることができる者（団体を含む。）は、市民、本市の出身者又は本市に縁故の深い者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において、1位となった者
- (2) オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において、2大会以上にわたり3位までの成績を挙げた者
- (3) 大府市スポーツ功労賞表彰を授与された者で、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において、3位までの成績を挙げた者を2人以上育成し、又は指導し、かつ、2大会以上にわたり当該成績を挙げた者を輩出したもの

(表彰審査)

第3条 受賞候補者は、大府市表彰条例施行規則（昭和48年大府市規則第8号）第3条に規定する表彰審査会において選考し、市長が受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第4条 受賞者に対し、表彰状を授与するとともに記念品を贈呈する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。